

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 水田用水確保事業の項の次に次のように加える。

鹿屋市農地 耕作条件改 善事業	農地耕作条件改善事業実 施要綱（平成27年4月9日 付け26農振第2069号農林 水産事務次官依命通知。以 下この項において「要綱」 という。）に規定する地域 特産物の病虫害の発生予 防・まん延防止に資する土 層改良、排水対策等の実施 に要する経費	農業法人、農 業者（2者以 上）、その他 市長が必要 と認める者	要綱に基 づくもの	予算で 定める 額以内	
-----------------------	---	--	--------------	-------------------	--

附 則

この告示は、令和4年3月7日から施行する。